

第2次杵築市空家等対策計画

この計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の2つの目標について関連性が深いため、計画を推進することによりこれらの目標を達成し、持続可能な世界の実現に寄与します。



SDGs : Sustainable Development Goals

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

※外務省ホームページより転載

令和5年3月

■目次

第1章 空家等対策計画の趣旨	
1. 背景	4
2. 計画の位置づけ	4
第2章 空家等の現状	
1. 杵築市の空き家等の現状	4
2. 空家等における課題	6
第3章 空家等対策における施策	
1. 対策に関する基本的な方針	7
2. 計画期間	7
3. 対象地区	7
4. 対象とする空家等の種類	7
5. 空家等の調査	8
(1) 空家等調査方法	8
(2) 実態調査	8
(3) 空家等情報のデータベース化	8
(4) 所有者等が特定できない場合	9
6. 空家等の適切な管理	9
(1) 所有者等の意識の醸成	9
(2) 相談体制の整備等	9
7. 空家等及び跡地の活用	9
(1) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供	9
(2) 補助金の活用	10
(3) 関係法令等の遵守	10
8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処	10
(1) 措置の方針	10
(2) 措置の実施	11
(3) その他の対処	11
9. 空家等対策の実施体制	11
(1) 庁内の組織体制及び役割	11
(2) 杵築市空家等対策協議会	12
(3) 関係機関等との連携	12
10. その他空家等対策の実施に関し必要な事項	13
(1) 計画における目標値及び達成状況の評価	13

(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有	・・・	13
(3) 他法令との連携	・・・	13
(4) 計画の変更	・・・	13

資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	・・・	14
2. 杵築市空家等対策協議会規則	・・・	17

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきている。本市においても、3,850戸（平成30年住宅・土地統計調査）の空家があり、前回調査から約1%増加しており、今後も空家は増加すると考えられる。適切な管理が行われず放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められている。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）を施行している。

2. 計画の位置づけ

この杵築市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。したがって、本市の空家等対策の基礎となるものである。

なお、計画の推進にあたっては杵築市環境保全条例や杵築市総合計画、杵築市都市計画マスタープラン等に定めている空家関連施策との整合性を図るものとする。

第2章 空家等の現状

1. 杵築市の空家等の現状

(1) 空家等の件数

杵築市では、空家等対策計画策定にあたり、杵築市全域を対象とする空家等実態調査を令和3年度から令和4年度にかけて実施した。調査概要及び調査結果は次のとおり。

空家等実態調査概要

	令和3年度	令和4年度
調査依頼先	民間事業者（入札による）	区長、地区担当職員
調査手法	外観調査による全域調査	令和3年度調査結果の現況確認及び漏れ物件調査
調査期間	令和3年9月22日～11月18日	令和4年7月1日～8月12日

調査結果（不良度判定）

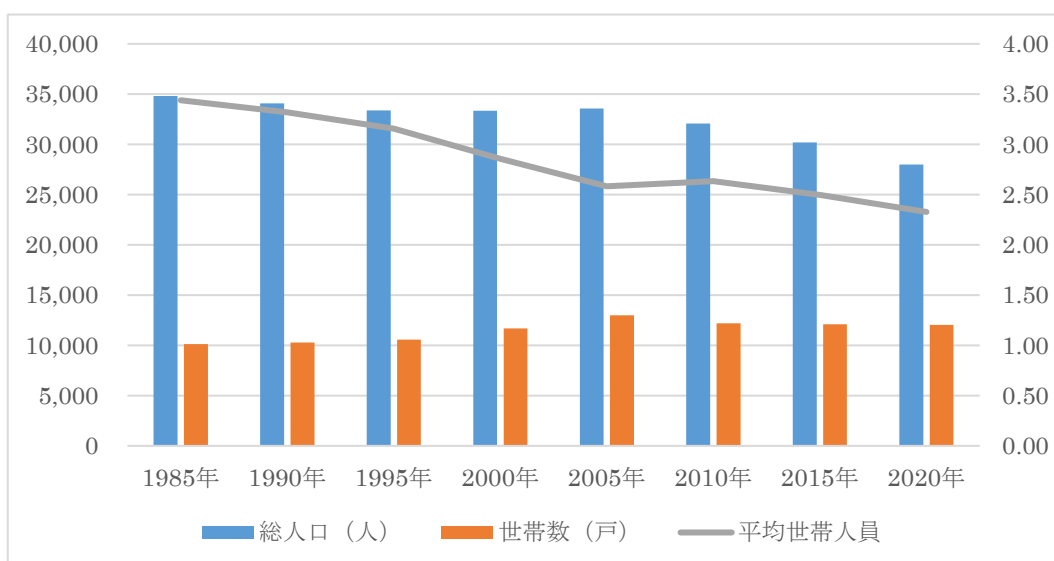
ランク	判定内容	空家件数
A	管理に特段問題がなく、現状のまま利用可能	506
B	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能	626
C	倒壊の可能性はないが、現状のままの利用は困難	180
D	倒壊の可能性があるなど、現状のままの利用は不可能	167
合計		1,479

調査結果（用途別）

用途／地域	杵築	山香	大田	合計
空家	897	372	210	1,479
年に1回以上部屋の空気の入れ替えに来ている	200	109	83	392
いわゆる「別荘」として使用している	6	0	0	6
売買又は賃貸物件である（不動産業者の広告看板が立っている）	44	9	0	53

(2) 人口及び世帯数の動向

人口及び世帯数の推移（国勢調査による）



2. 空家等における課題

(1) 所有者としての当事者意識の醸成

杵築市においては、総住宅数が増加する一方、人口減少が進んでいることから、今後も空家等が継続的に発生すると予想される。また、単身高齢世帯の福祉施設入所等も空家増加の要因となっている。

第1次杵築市空家等対策計画では、適切な管理が行われていない空家等が発生しないよう啓発を適宜行っていたが、現に空家等物件を所有又は管理する方々への情報提供に留まっていた。所有者としての当事者意識を高めるためには、空家となる前の段階から将来の見通しについて考えてもらうことが必要である。

(2) 問題解決のための支援や相談体制の充実

令和3年度空家等実態調査において実施した意向調査によると、回答者485人のうち、138人が「自分又は家族の居住のために使用したい」「賃貸住宅として貸し出したい」と回答している。一方、173人が利活用を考えていないと回答。具体的理由として「建物や設備の老朽化や損傷が進んでいる」「改修費用や解体費用の支出が困難」「建物を解体しても土地の使い道がない」などが挙げられ、経済的な問題を抱えているほか、活用の具体像を掴むことができず、現状のまま保有を継続しているケースが目立つ。

また、市に求める対策や支援としては「解体に対する支援」「総合的な相談窓口の設置」「家財道具の処分事業者の紹介」などが寄せられた。相続や税金、不動産売買等に関する知識不足なども影響していると考えられる。

空家等の流通や活用に関連する事業者等の連携を強化し、所有者の抱える問題に適切に対応するとともに、管理や処分に関する悩みや相談を的確にとらえ専門相談につなげていく体制づくりが重要である。

(3) 適切に管理されていない空家等への継続的対応

令和3年度空家等実態調査において、管理を行う上で困っていることとして、「現住所地从管理空家への距離が遠い」「雑草の繁茂など敷地が荒れている」「建物や設備の老朽化や損傷がひどい」などが寄せられた。

管理不十分により周辺環境悪化を招くケースや、除却後も雑草が繁茂した空地など、特定空家への対応については、市道を管理する建設課等、関係各課との連携が必要である。また、その他空家等については、所有者等の自発的な空家等の解消を支援するため、助言や指導などの継続的な対応が必要である。加えて所有者や相続人の死亡などによる所有者不明又は不存在事象に対する対応も必要である。

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

(1) 所有者等の意識の醸成

空家等をもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提である。所有者等に対して空家等の適切な管理や利活用の意識付けを行うことが重要である。また、相続、転勤などにより、すべての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要である。このため、市民を含め広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の醸成を行う。

(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。

(3) 特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、所有者等による除却等に向け優先的に取り組んでいく。

(4) 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応する。

2. 計画期間

第2次空家等対策計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直していくものとする。

3. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は杵築市全域とする。

4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管

理するものを除く。

- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

5. 空家等の調査

(1) 空家等調査方法

住民票、水道の使用料、建築物への出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請書情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

(2) 実態調査

- ① 空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、全域的な実態調査を実施する（直近では令和3年度に実施）。調査は概ね5年ごとに行うものとし、住民からの相談や情報提供のほか、区長や地域住民等と連携しながら、継続的な把握と必要な補正を行う。
- ② 特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行う（直近では令和3年度に実施）。アンケート等の送付は、個別に行うほか、納税通知書等定期的な通知等を活用して行う。
- ③ 職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行う。なお、立入調査を行う場合は、あらかじめ所有者等に対して文書で通知を行う。（通知が困難な場合を除く。）

(3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備（直近では令和3年度に整備済）し、協働のまちづくり課及び市民生活課において管理する。また、データベースの情報は関係部局で共有するほか、緊急性や重要性等を考慮した上で警察署や消防署などと情報共有を図る。

データベースの情報は以下のとおりとする。

- ① 空家基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ② 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）

- ③ 所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- ④ 所有者の意向調査

（４） 所有者等が特定できない場合

① 所有者等不明の確認

法定相続人の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに登録。

② 所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確定できない」者と判断し、データベースに登録。

6. 空家等の適切な管理

個人の財産である空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、以下の取り組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

（１） 所有者等の意識の醸成

① 所有者等への啓発

広報紙及びホームページへの情報掲載等を通じ、空家等の適切な管理について、所有者等への啓発に努める。

② 所有者等への空家等対策に関する情報提供の内容

広報紙、ホームページ、納税通知などの市からの文書通知等を活用して空家等の所有者等に対して情報提供を行う。

（２） 相談体制の整備等

市においては空家等の利活用に係る相談は協働のまちづくり課が、除却や周辺苦情に関する相談は市民生活課が対応する。また、広域での相談については「空き家マッチングチーム」（大分県が事業主体）が対応するほか、売買又は賃貸に関する相談については市内宅地建物取引業者を紹介するなど、スムーズかつより有効な情報提供に努める。

7. 空家等及び跡地の活用

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体を活用した利活用の提案や地域との連携による活用などを実施する。

(1) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供

■空き家バンク事業等の活用

所有者等の同意を得たうえで、空き家バンク事業に登録し、希望者に提供する。

○空き家バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としている。

空き家バンク登録数（令和5年2月28日現在）

杵築	山香	大田	合計
43	10	6	59

空き家バンク成約件数（令和4年4月～令和5年2月）

杵築	山香	大田	合計
25	10	4	39

(2) 補助金の活用

空家等対策を行うにあたり「杵築市空き家改修費等補助金」その他国及び県の補助制度を可能な範囲で活用し、空家等の解消に努める。

(3) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行う。

8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

(1) 措置の方針

特定空家等においても、個人の財産であり、適切な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において、改善及び解決を図ることを基本原則とした上で、措置を講じる必要がある場合は、空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮し、モラルハザード（自らの管理責任放棄）などの課題もあることから、公益性を十分に勘案しながら、慎重に判断し対応する。

具体的には職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。そして、調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。

なお、特定空家等の判断については、「特定空家等の判定基準表」に基づき、空

家等対策協議会で意見を求め市長が決定する。

また、(2) 措置の実施(②～④)にあたり、空家等対策協議会の意見を求めるものとする。また実施内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとする。

(2) 措置の実施

① 助言・指導(法第14条第1項)

↓

② 勧告(法第14条第2項) ※勧告後は、固定資産税の住宅用地特例から除外。

↓

③ 命令(法第14条第3項)

↓

④ 行政代執行及び略式代執行(法第14条第9項及び第10項)

(3) その他の対処

適切な管理が行われていない空家等について、瓦等の飛散、倒壊等により、周辺住民へ影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、所有者等に連絡のうえ、必要最小限度の措置をとるものとする。

特定空家の推移(単位:戸)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	総計
認定件数	37	45	14	8	4	0	0	108
解決件数	26	31	10	9	6	3	1	86

9. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

課名	役割
協働のまちづくり課	・空家等の調査 ・空家等の利活用促進 ・空家等対策協議会及びその他関係機関との連絡、調整
市民生活課	・空家等の調査 ・空家等の適切な管理指導、措置、対処 ・空家等対策協議会及びその他関係機関との連絡、調整
危機管理課	災害対策及び災害時の応急措置等

企画財政課	杵築市城下町地区地区計画区域内における建築物等の現状変更行為に関する審査
税務課	・ 法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を市民生活課へ提供 ・ 固定資産税等の住宅地特例に対する対応
建設課	道路交通安全確保等
福祉事務所	・ 高齢者実態把握調査 ・ 空家等対策協議会及びその他関係機関との連絡、調整
学校教育課	・ 通学路の安全確保 ・ その他児童及び生徒の危険防止
文化・スポーツ振興課	・ 杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区内の空家等対処方法の審議

(2) 空家等対策協議会

① 趣旨

法第7条の規定により設置するもの。

② 所掌事務

- i 空家等対策計画の策定及び変更に関すること
- ii 空家等対策計画の実施に関すること

③ 構成

空家等対策協議会の構成については、市長のほか、地域住民、法務・不動産・建築・福祉・文化等に関する学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員及び市の職員計20人以内

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家対策を実施する。

■弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

■不動産業者

所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等

■建設業者

空家等の修繕、改修の相談及び対応等

■警察

危険回避のための対応等

■消防

災害対策、災害時の応急措置等

■区長連合会

空家等情報の提供、跡地の利活用等

10. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

(1) 計画における目標値及び達成状況の評価

第3章に掲げる各施策を達成するため、計画が終了する令和9年度までの目標として、以下を定める。また達成状況の評価を計画期間が終了する年、又は目標を変更する場合に行う。

- ・特定空家等の除却を10戸行う。
- ・空家等及びその跡地の活用を150戸行う。

(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、空家等対策協議会での検討状況や空家の情報に関し、必要に応じ公開する。

(3) 他法令との連携

空家等の対策は、法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適切に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、関係者間で共有し、連携を密に図る。

(4) 空家等対策計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更する。

変更する場合は、空家等対策協議会での協議、パブリックコメント等を行い、広く意見を求める。

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- （2） 計画期間
- （3） 空家等の調査に関する事項
- （4） 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- （5） 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用
の促進に関する事項
- （6） 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処
に関する事項
- （7） 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- （8） 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- （9） その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 略

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（特定空家等に対する措置）

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わ

なければならない。

- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

杵築市空家等対策協議会規則（平成27年杵築市規則第32号）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、杵築市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この規則の用語の意義は、法の定めるところによる。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 空家等対策計画の実施に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 地域住民
- （2） 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- （3） 市議会議員
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 市の職員

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(部会)

第8条 協議会は、特定の事項を調査協議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ、部会長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、調査協議内容の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(関係者の出席及び意見の聴取)

第9条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 2 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者に対し部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。